毎週火・金曜日発行

次

目

ページ

人事委員会規則

○人事委員会規則七一○ び人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する (初任給、 、昇格、 昇給等の基準)及

報

○人事委員会規則七―一(給料等の支給)の一部を改正する ○人事委員会規則七一二(給料の調整額)の一部を改正する 1

○人事委員会規則七―三○(寒冷地手当)の一部を改正する ○人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規

1

○人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正す ○人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改 正する規則……… 2

秋

○人事委員会規則一二─○ (一般職の任期付研究員の採用 等)の一部を改正する規則………………3 2

## 人 事 委 員 会 規 則

事委員会規則七一八(宿日直手当) に公布する。 人事委員会規則七─○(初任給、 昇格、昇給等の基準)及び人 の一部を改正する規則をここ

平成二十一年三月三十一日

び人事委員会規則七一八 (宿日直手当) 人事委員会規則七─○(初任給、昇格、 秋田県人事委員会委員長 柴 の一部を改正する 昇給等の基準)及 田 宏

(規則七─○(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正)

第一条 規則七一〇 のように改正する。 (初任給、 昇格、 昇給等の基準) 0)

別表第一トの表二級の項を次のように改める

務を行う職務 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業

0

缀

を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、 表四級の項を次のように改める。 別表第一トの表三級の項中第一号及び第二号を削り、 第三号 同

愆 医療業務を行う職務 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な

4

ように改める。 別表第一チの表六級の項第三号を削り、 同表七級の項を次の

缀 規模の大きい家畜保健衛生所の所長の職務

~1

第二条 規則七一八(宿日直手当)の一部を次のように改正す (規則七―八(宿日直手当)の一部改正)

第三条第九号を削る。

2

附

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

をここに公布する 人事委員会規則七—一 (給料等の支給) の一部を改正する規則

平成二十一年三月三十一日

人事委員会規則七―一(給料等の支給) 秋田県人事委員会委員長 柴 の一部を改正する 田 宏

項第三号」に改める。 第一条中「第三十六条」を「第二十八条」に改める。 規則七―一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。 第十二条第一項中「第二十一条第一項第三号」を「第十六条第

附

この規則は、 平成二十 一年四月一 日から施行する。

をここに公布する。 人事委員会規則七―二 (給料の調整額) の一部を改正する規則

平成二十一年三月三十一日

一部を次

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する 秋田県人事委員会委員長 柴 田 宏

道事務所の項を削る。 の項、リハビリテーション・精神医療センターの項及び流域下水 規則七―二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。 別表第一生活環境文化部生活衛生課の項、脳血管研究センター

この規則は、平成二十 一年四月一日から施行する。

ここに公布する。 人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則を

平成二十一年三月三十一日

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規 秋田県人事委員会委員長 柴 田 宏

所の項中「班長」を削り、 項及び同表知事部局地域振興局建設部河川砂防課のダム管理事務 に改め、同表知事部局地域振興局総務企画部大館事務所の項を削 験場長」を削り、 項中「総合食品研究所長」、「食品加工研究所長」及び「醸造試 り、同表知事部局地域振興局農林部八郎潟基幹施設管理事務所の 部局地域振興局の項中「仙北地域振興局」を「平鹿地域振興局」 別表第一知事部局本庁の項中「会計管理者」を削り、同表知事 規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。 同項の次に次の一項を加える 同表知事部局農林水産技術センターの

		総合食品研究所
上席研究員専門主幹リーダー	主席研究員室長職造試験場長	所長
五種	三種	二種

知事部局精神保健福祉センターの項の次に次の一項を加える。 別表第一知事部局福祉事務所の項及び保健所の項を削り、 同表

 センター
 専門主幹
 五種
 第六号か

 第十三号
 第十三号

**附 則** ン・精神医療センターの項及び流域下水道事務所の項を削る。 ン・精神医療センターの項及び流域下水道事務所の項を削る。

# り見りは、こ

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

ここに公布する。 人事委員会規則七―三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則

平成二十一年三月三十一日

規則 人事委員会規則七―三○(寒冷地手当)の一部を改正する人事委員会規則七―三○(寒冷地手当)の一部を改正する 秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

第二条第一号から第八号まで」を「第二条各号」に改める。第四条第三項中「第二条に規定する職員を除く。」を削り、規則七─三○(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

める。

# この規則は、平成二十一年四月一日から施行する

田

る規則をここに公布する。 人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改正す

平成二十一年三月三十一日

秋

人事委員会規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を改 秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

)。 規則七―三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正す

第四条ただし書を削り、同条第一号を次のように改める。第三条第一項第六号中「、産業経済政策課」を削る。

の一号を加える。 第四条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次一 資源産業課

四 総合食品研究所

別ら。第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号をとし、第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号

し、第七号及び第八号を削り、第九号を第四号とし、第十号から第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号と第六条ただし書を削り、同条中第一号から第三号までを削り、

十四号を第八号とする。一号を第八号とし、第十二号を削り、第十三号を第六号とし、第十二号を削り、第十三号を第六号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十第十三号までを五号ずつ繰り上げる。

# 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

る見則 人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正す 人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正す

なる。
第二条第一項中「仙北地域振興局」を「平鹿地域振興局」に改 規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

高・電子のでは、10mmのでは、10mmのでは、できる。
第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に第三条第一項第二号中「知的障害者福祉司である職員」の下に

等 115/2 「 等 115/2等 1 頁 1 5/2 「 等 1

号」に改める。 第七条中「第十二条第一項第二号」を「第十一条第一項第二 原称、「資源エネルギー課」を「資源産業課」に改め、「農林水産技術センター」の下に「、総合食品研究所」を加え、「農林水産技術センター」の下に「、総合食品研究所」を加え、「農林水産技術センター」の下に「、総合食品研究所」を加え、の一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

→ に改める。 第十一条中「第十八条第一項第二号」を「第十六条第一項第二第十一条中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第二十一条第一項」を「第十九条第一項」

- 幕十三条中「幕二十二条幕一頁―よ」幕二十条幕一頁―こ女一条第三項」を「第十九条第三項」に改める。に改め、「、流域下水道事務所」を削り、同条第二項中「第二十

、「、流域下水道事務所」を削る。 第十三条中「第二十二条第一項」を「第二十条第一項」に改

第一号」に改める。第十四条中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項

(る)。第十五条中「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に改

号」を「第二十三条第一項第三号」に改める。第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十五条第一項第三第十六条第一項中「第二十五条第一項第一号」を「第二十三条

める。第十七条中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改

第十八条中「第二十七条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三項一に改める。 第三項一に改め、同条第二項中「第二十八条第三項」を「第二十六条項」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項

十一条第三項」を「第十九条第三項」に改める。第二十条第一項中「第二十八条」を「第二十六条」に、「第二第三項」に改める。

十五条第一項第八号」に改める。 号」に改め、同号中国を出とし、固を出とし、同条第四号〇中 中「第二十七条第一項第十二号」を「第二十五条第一項第十二 を削り、穴を四とし、出から出までを二つずつ繰り上げ、同号は 号」に改め、同号化②中「第二十七条第一項第十二号」を「第二 十一条第一項第二号」に、「第二十七条第一項第八号」 号」に改め、同条第五号中「第二十三条第一項第二号」を「第二 同号三中「第二十三条第一項第二号」を「第二十一条第一項第二 に改め、同号中出を出とし、川を出とし、同条第二号中四及び田 第十三号」を「第二十五条第一項第十三号」に改め、同号出4中 (1)中「第二十七条第一項第十一号」を「第二十五条第一項第十一 一号中三を削り、四を三とし、伍を四とし、穴を伍とし、同号化 十五条第一項第十二号」に改め、同号出③中「第二十七条第一項 「第十三条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、 「第二十七条第一項第十五号」を「第二十五条第一項第十五号」 第二十一条中「第二十九条」を「第二十七条」に改め、

六条第一項」に改める。

「第二十二条第二項」に改め、同条第四項中「第二十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第三項中「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」を「第二十二条第二項中「第二十五条第一項」を「第十七条第一項」を「第十七条第一項」を「第十七条第一項」を「第十七条第一項」

別表夜間看護等手当の項を次のように改める。

	ž	当 護等手 を間看
		手 看
		につき 動務一回
二時間未満である場合深夜における勤務時間が	高る場合 二時間以上四時間未満で のる場合	四時間以上である場合深夜における勤務時間が
二千円	二千九百円	三千三百円

皇太子妃」を「、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改 第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に改め、同表学校 第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十三条 項第二号」に改め、同表災害応急作業等手当の項中「第二十三条 第一項第一号」に、 同表乗船作業手当の項中「第十八条第一項第一号」を「第十六条 一号」に改める。 三条第一項第三号」に改め、同表警察職員手当の項中「若しくは 条第一項第二号□」に、「第二十五条第一項第三号」を「第二十 一項第二号(一」に、 項第一号」に、「第二十五条第一項第二号─」を「第二十三条第 職員手当の項中「第二十五条第一項第一号」を「第二十三条第一 別表解剖補助作業手当の項及び手術補助作業手当の項を削り、 同表備考一中「第二十五条第一号」を「第二十三条第一項第 「第二十五条第一項第二号□」を「第二十三 「第十八条第一項第二号」を「第十六条第一

# 附

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

一部を改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則一二─○(一般職の任期付研究員の採用等) 0)

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長

柴 田

宏

規則一二一〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を次の 等)の一部を改正する規則 人事委員会規則一二―〇 (一般職の任期付研究員の採用

試験場長、」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四 ように改正する。 第二条第二号中「総合食品研究所長、食品加工研究所長、醸造

号とし、第二号の次に次の一号を加える。

長 秋田県総合食品研究所の食品加工研究所長及び醸造試験場

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者

秋

田

県

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者

所 有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号